

ニセコ町まちづくり基本条例の改正に関する意見募集に対する意見

意見等提出者	意見提出の方法	意見内容	当該意見に対する対応
町内在住者 (女性B)	FAX	ニセコ町にはこんなにたくさん子供たちがいるのに、公園が無さすぎると思います。ニセコを盛り上げようとしているのなら、まずは子供が安心して遊ばせられる環境づくりからだと思います。	直接の条例改正に対する意見ではありませんが、まちづくりを進めていくための貴重な意見として、参考とさせていただきます。
町内在住者 (女性B)	メール	「自治」とは基本条例の「目的」は「…町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ること…」とあります。「自治の実現」を図るといことは「民主主義の実現」を図ることの基であり、民主主義をめざすために共通する基本理念です。「町民参加」とは第2章 まちづくりの基本原則(情報共有の原則)「…自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、…町民が…情報を共有することを基本とするめなければならない。」とあります。基本条例の理念・原則は素晴らしいのですが、問題はその「運用」・「活用」(実践)です。わたしはまずできるだけ多種・多様な町民のみなさんの意見を政策に反映させるためには「審議会」等の委員会の委員が公平・公正に選ばれることではないかと考えています。その手段・方策を検討していただきたいと思います。そのためには基本条例に明確に具体策も含め、検討して改正していただきたいと思います。	まちづくりへの参加は、町民のみなさんの生活環境や仕事の状況などが大きく左右するものであり、基本条例に具体策を明記することは、かえってまちづくりへの参加の機会を縛る可能性もあります。自分の生活スタイルにあわせて、自由に参加が重要と考えていますので、情報共有の具体策例を明示する程度に留めておくのが最善ではないかと考えております。ご提案のありました情報共有のあり方、住民参加の手段・方策についても、個々の事案で最善のものを町民のみなさんと模索して、推進させてきたいと考えております。引続き、町民視点のまちづくりへのご支援をお願いいたします。
町内在住者 (女性B)	メール	2008年の第2次基本条例改正で31条に第2項が追加されましたが、現在の審議会における男女比率は81%:19%となっており、女性の参画は四分の1以下です。一方の性に偏っていませんか。	審議会等の性格によっては、必ずしも均等にすることが難しいものがあるのも事実でありますので、引続き、女性のまちづくりへの参画について進めていきたいと考えておりますので、ご支援の程、よろしく願いいたします。
町内在住者 (女性B)	メール	第3章 情報共有の推進「情報共有」の謳い文句はよいのですが、実際にそれほどこまで実効・実行されているのか、条例の文書を改正してより実現性の高いものにしていく必要があると考えています。ニセコ町は「情報公開」をまちづくりの基本原則に置いておりますが、「情報公開」がどこまで誠実に行われているのか疑問です。基本の基本が問われます。	情報共有の実効性が担保されていないのご指摘については、町として不足している点は真摯に受け止め、反省すべき点は改善していきたいと思っております。しかしながら、情報開示は、まちづくり基本条例や情報公開条例の趣旨に則り、開示を行っておりますので、開示請求があれば、すぐに開示できるような仕組みの構築が行われております。条例改正への直接的なご意見ではありませんが、まちづくりを進めていくための貴重なご意見として、参考とさせていただきます。